

2022年度 社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園 事業計画

社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園(以下「法人」という。)は、1953年9月に環境上養護を要する児童(主に戦災孤児)を養育することを目的に『児童養護施設愛隣園』の事業運営を開始し、13年後の1966年5月に法人認可され、創立35周年記念事業として1988年4月より知的に障害のある方の支援を目的に『ワークセンター愛の園』を開設し、設立から69周年目(児童福祉事業69周年、障害福祉事業34周年)を迎えました。

児童福祉事業に於いては、社会的養育推進計画により、施設の小規模化及び地域分散化を実施し、2014年に地域小規模児童養護施設こひつじの家(男子棟:定員6名)、2016年に地域小規模児童養護施設ともしびの家(女子棟:定員6名)、2022年4月に地域小規模児童養護施設あかりの家(男子棟:定員6名)の運営開始により、本体施設の児童養護施設愛隣園の定員は28名となりました。

障害福祉事業に於いては、障害のある方々が地域での自立した生活を支援するために、2014年にグループホーム愛さ(男子棟:定員5名)、2016年に美さ(女子棟:定員4名)の運営を開始し、2020年2月より特定相談支援事業じょいまーるの運営を開始しました。

福祉サービス提供のあり方が変化する中、地域のニーズにあった福祉の拠点となるよう、法人が持っている機能を、利用者(児)への直接的なサービスだけでなく、公的サービス外の福祉サービスとして、地域の子育て、障害者(児)等の支援に取り組みます。そして、さらに将来を見通した法人経営を確立するため、法人・施設の中長期に亘る「経営計画の策定」に取り組み、事業計画の実現に向けて邁進致します。

1. 基本理念

私たちは、神と隣人を愛し奉仕する。

- 一、 私たちは、利用者の人格を尊重し権利を擁護する。
- 一、 私たちは、利用者の自立を支援する。
- 一、 私たちは、地域福祉を推進する。

2. 事業の目的

私たちは、キリスト教精神に基づき、児童福祉法並びに障害者総合支援法に則り施設利用者の権利擁護と、将来、利用者が健全な社会の一員として自立できるよう支援すると共に地域福祉の推進に努める。

3. 経営理念

私たちは、キリスト教精神に基づき、誠意、創意、協調を旨として、利用者の自立支援と地域福祉の推進を図る。

4. 経営方針

- (1) 私たちは、キリスト教精神に則り、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図る。
- (2) 私たちは、提供する福祉サービスの質の向上並びに事業運営の透明性及び執行体制の強化を図り、もって地域福祉の推進に努める。

- (3) 私たちは、福祉サービスの質的向上を期するため、人材の確保と育成を図る。
- (4) 私たちは、安全、安心、快適な生活環境づくりを推進する。
- (5) 私たちは、利用者が自らの尊厳を保持しつつ、その能力に応じ自立した生活を地域社会で営むことができるよう支援する。
- (6) 私たちは、自己研鑽に努め、誇りの持てる明るい職場を目指す。

5. 事業の種類

法人の事業は次の通りとする。

- (1) 児童福祉法にいう児童養護施設愛隣園の運営(定員28名)
 - ① 地域小規模児童養護施設こひつじの家、男子寮の運営(定員6名)
 - ② 地域小規模児童養護施設ともしびの家、女子寮の運営(定員6名)
 - ③ 地域小規模児童養護施設あかりの家、男子寮の運営(定員6名)
- (2) 障害者総合支援法にいう指定障害福祉サービス事業所ワークセンター愛の園の運営(定員40名)
 - ① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所グループホーム愛さ、男子寮の運営(定員5名)
 - ② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所グループホーム美さ、女子寮の運営(定員4名)
- (3) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律並びに児童福祉法に基づく特定相談事業所じよいまーるの運営

6. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の運営

社会福祉法人制度改革により、役員等の権限・義務・責任の明確化を図り、評議員選任・解任委員会で選任された評議員会により理事等を牽制監督しつつ、法人の適正な運営を確保する。

役員等の定数は理事6名以上8名以内、監事2名、評議員の定数は7名以上10名以内、評議員選任・解任委員5名を置き、定款変更や合併・解散など重要事項の決定や、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行う。その評議員会の招集や議案の提案等や、執行機関である理事の法人業務執行及び施設経営に係わる案件について理事、理事会が行う。

7. 苦情解決委員会

法人は、提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるために、苦情解決委員を設置し、苦情解決の公平性透明性を確保する。委員会の構成は、苦情解決責任者2名(両施設長)、苦情受付担当者2名(養護課長、支援課長)、第三者委員は児童福祉及び障害福祉に見識のある外部委員2名とし、福祉サービスに対する利用者等の満足感を高め、福祉サービスを適切に利用することができるように取り組む。

8. ハラスメント調停委員会及び調査・対策委員会

法人は、職場等において、ハラスメントに関する相談や苦情を、公正で適正に処理するために、ハラスメント相談窓口を設け、必要に応じて調停委員会及び調査・対策委員会を設置し、良好な職場環境を整え、ハラスメントの防止を図ると共に、ハラスメントが発生した場合の問題解決に向けた対応に取り組む。

9. 本年度事業の基本方針

- (1) 法人は、高い公共性・公益性を確保しつつ自律的かつ効率的な法人経営を目指す。法人が社会的存在として信頼されていくためには、地域社会に根ざした経営を指向していく必要があり、そのためには情報公開等を通じて透明性を確保していくことが重要である。また、法人の設置運営する施設に於ける福祉サービスは、関係機関や地域福祉団体及び地域住民との連携を一層密にし、苦情解決制度の定着促進、個人情報への厳守の推進など利用者主体の福祉サービスに努め、利用者の権利擁護と自立支援及び最善の利益確保のために精進する。
- (2) 社会的養護関係施設の福祉サービス第三者評価事業受審の義務化に伴い、児童養護施設へ入所している園児への福祉サービスの質の向上を図るため、サービス状況やその内容を広く一般に公開し、福祉施設情報をインターネット上で得られるようにすることを目的に情報公開をする。
- (3) 地域、関係機関、団体等との連携を密にし、施設利用者の福祉の向上はもとより、地域の福祉ニーズにも応えられるよう支援体制を整備し、地域福祉の推進を図り地域から信頼される施設づくりを目指す。
- (4) 施設利用者等により適切な支援を推進するため、職員の資質向上及び福利厚生の実施、適正な勤務体制の確立を図る。このことを踏まえ、法人は次の事項を本年度事業の運営方針とする。

10. 施設の定員及び支援の形態

(1) 愛隣園(児童養護施設)定員:28名

A. ホーム形態は中舎制とする。即ち2棟のホームに幼児から高校生までの男女混成の縦割りで児童を居住させ、養育と自立支援及び家族の再統合、退園者への相談と自立支援等を行う。ホーム毎に主任を置き、主任を含めた5名1組の職員(保育士及び児童指導員)を配置し、更に夜勤専門員(非常勤)1名及び補助員(非常勤)1名を併用した交代制勤務とする。

B. こひつじの家(地域小規模児童養護施設)定員:6名

形態は男子寮とし、家庭的養護を推進する。主任を含めた5名1組の職員(保育士及び児童指導員)を配置し、更に夜勤専門員(非常勤)1名を併用した交代制勤務とする。

C. ともしびの家(地域小規模児童養護施設)定員:6名

形態は女子寮とし、家庭的養護を推進する。主任を含めた5名1組の職員(保育士及び児童指導員)を配置し、更に夜勤専門員(非常勤)1名を併用した交代制勤務とする。

D. あかりの家(地域小規模児童養護施設)定員:6名

形態は男子寮とし、家庭的養護を推進する。主任を含めた5名1組の職員(保育士及び児童指導員)を配置し、更に夜勤専門員(非常勤)1名を併用した交代制勤務とする。

(2) ワークセンター愛の園(指定障害福祉サービス事業)定員:40名

A. 形態は通所制とする。即ち利用者を毎日、自宅から通所させ、支援事業毎に支援員等を配置し、就労支援及び自立支援にあたる。

① 指定就労継続支援B型:定員:34名

利用者の就労に必要な知識と能力を向上するための訓練等を行い、職業指導員6名と生活支援員1名、目標工賃達成指導員1名を配置する。

②指定就労移行支援:定員:6名

利用者の就労に必要な知識と能力を向上するための訓練等及び就職活動の支援を行い、職業指導員1名と生活支援員1名及び就労支援員1名を配置する。

B. グループホーム愛さ(外部サービス利用型指定共同生活援助事業)定員:5名

形態は男子棟のグループホームとする。管理者とサービス管理責任者を主任が兼務し、2名の世話人を配置し、交代制勤務で利用者の生活援助等にあたる。

C. グループホーム美さ(外部サービス利用型指定共同生活援助事業)定員:4名

形態は女子棟のグループホームとする。3名の世話人を配置し、交代制勤務で利用者の生活援助等にあたる。

(3)じょいまーる(特定相談事業)

相談支援専門員2名を配置し、地域の障害者若しくは障害児の福祉サービスに関する相談を受け、サービス利用計画を作成し、併せて関係機関との連絡調整及びサービス利用等の支援にあたる。

11. 本年度事業の重点事項

法人の組織の活性化と経営の健全化、運営する事業の安定化と施設利用者のよりよい支援と地域社会との連携強化の為に本年度は次の事項を重点事項とする。

- (1) 事業と財政の中期計画を立て、健全な運営に努める。
- (2) 専門家を活用した経営改善に取り組む。
- (3) 法人運営を円滑にするための財源確保として、募金活動、愛隣園後援会の会員増強等を推進する。
- (4) 施設利用者への支援を充実させるために、地域住民、関係機関、団体との連携をより一層緊密にする。
- (5) 法人の施設を地域に開放し、地域の福祉に資する。
- (6) 地域における公益的取組みに向けて、地域のニーズを把握し活動に向けて検討する。
- (7) ワークセンター愛の園のショートステイ・生活介護事業及びグループホームの増設に向けて取り組む
- (8) 児童養護施設愛隣園のケア単位の小規模化に基づく施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進に向けて取り組む。
- (9) 職員の資質向上に努めるため、積極的に研修へ派遣又は講師を依頼、又はリモート研修等により講義や研修会をもち人材育成に努める。
- (10) 法人組織の強化と健全な事業運営をするために、人材確保に向けた職員採用・定着・育成の取り組みをする。
- (11) 育児・介護休業法改正に基づき、育児や介護をしながら働く職員が職業生活・家庭生活を両立できるように適正な事業運営に取り組む。
- (12) 2023年度の児童養護施設愛隣園創立70周年記念事業に向けて取り組む。

12. 年間事業計画

月	事業計画内容	備考
4	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
5	管理者会議	理事長・管理職員
	法人監事監査	監事・管理職員・職員
	第1回理事会	役員・管理職員・職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
6	管理者会議	理事長・管理職員
	定時評議員会	評議員・監事・理事長・管理職員
	第2回理事会	役員・管理職員・職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
7	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
8	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
9	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
10	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
	創立 70 周年記念事業実行委員会	役員、職員
11	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
12	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
	第3回理事会	役員・管理職員・職員
1	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
2	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
	創立 70 周年記念事業実行委員会	役員、職員
3	管理者会議	理事長・管理職員
	苦情解決委員会	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
	第4回理事会	役員・管理職員・職員

13. 事業運営のための財資源に関する事項

事業実施のための予算措置として収入面に対する努力と、支出面の適正を図る。

(1) 法人本部拠点区分の主な財資源は次のとおり。

- (ア) 経常経費寄付金収入
- (イ) 受取利息配当金収入
- (ウ) 雑収入
- (エ) 拠点区分間繰入金収入

(2) 愛隣園拠点区分の主な財資源は次のとおり。

- (ア) 措置費収入
- (イ) 補助金事業収入
- (ウ) 受託事業収入
- (エ) 経常経費寄付金収入
- (オ) 受取利息配当金収入
- (カ) 受入研修費収入
- (キ) 利用者等外給食費収入
- (ク) 雑収入
- (ケ) 拠点区分間繰入金収入
- (コ) サービス区分間繰入金収入

(3) ワークセンター愛の園拠点区分の主な財資源は次のとおり。

- (ア) 就労支援事業収入
- (イ) 障害福祉サービス等事業収入
- (ウ) 経常経費寄付金収入
- (エ) 受取利息配当金収入
- (オ) 受入研修費収入
- (カ) 利用者等外給食費収入
- (キ) 雑収入
- (ク) 拠点区分間繰入金収入
- (ケ) サービス区分間繰入金収入

14. 中長期事業計画

年度	事業内容	施設名	定員	担当職員
2022	短期入所（ショートステイ）事業	愛の園	計画中	計画中
～	生活介護事業		6名	計画中
2023	<u>グループホーム増設（1か所）</u>		<u>4～6名</u>	<u>計画中</u>
2022	地域小規模児童養護施設増設（1か所：定員6名）	愛隣園	6名	保育士等5、夜1
	児童養護施設愛隣園（心清寮・希望荘）各14名		28名	保育士等10、夜2
2023	<u>児童養護施設愛隣園創立70周年記念式典</u>	<u>愛隣園</u>	<u>記念事業を検討</u>	
2023	小規模グループケア設置（2カ所）心清寮、雄飛荘（各定員6名）	愛隣園	12名	各：保育士等4、夜1
～	児童養護施設愛隣園（希望荘）		16名	保育士等5、夜1
2024				
2029	ケアニーズが非常に高い子どもの養育施設（新築）	愛隣園	4名	保育士等5、夜1
	小規模グループケア設置（2カ所）希望荘、平和荘（各定員6名）		12名	各：保育士等4、夜1

2022年度（令和4年度）

児童養護施設 愛隣園事業計画

I. 事業の目的

すべて児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有するという児童福祉法の理念と、本園創立のキリスト教精神に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入園させ、これらの人権を擁護し、心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行い、将来健全な社会の一員として自立するよう支援することを目的とする。

II. 事業の基本方針

- ① 本園創立の精神に則り、キリスト教精神に基づく宗教的情操の養成と労作的陶冶を児童の二大眼目とし、加えて芸術に対する理解を深めることにより、美的情操を養成すると同時に、社会生活に必要な基本的な生活習慣と知的技術を習得させ、将来児童が自らの力によって正しく、強く、朗らかな生活を営み有為な社会人となりうるよう支援する。
- ② 児童の権利擁護を基本とし、児童が安全で安心して生活できるような環境を提供するとともに、虐待等様々な理由により傷を負った児童の心のケアを充実させ、家庭との信頼関係の構築かつ関係機関、団体等との連携を密にし、家庭支援に積極的に関わることにより、児童の家庭復帰を促進することで児童の最善の利益を保障する。
- ③ 地域における家庭養育機能の脆弱化は大きな社会問題となっており、本園に於いても、地域のニーズに応えられるよう地域児童家庭支援機能の整備を図り、地域に信頼され、地域と共生する施設作りを目指す。

III. 運営改善

- ① 現在も適切な運営改善に取り組んでいるところであるが、今後も児童相談所等関係機関と連携し、児童の最善の利益のために取り組んでいく。特に愛着、発達、知的などの障がいを抱えている児童や被虐待児等に対し、専門的な研修への参加を充実させ、専門性の高い支援を目指す。また、小規模ケアの取り組み等による個別支援をより充実させる。また、施設内での児童間、職員から児童への暴力を防止するため、人権擁護教育や研修及び人権擁護チェックリスト等の取り組みを継続していく。意見箱の積極的な活用や児童の意見表明を保障し、第三者委員との苦情解決委員会を通して迅速、適切な対応を行う。

人権擁護について、沖縄県児童養護協議会で策定した「沖縄県被措置児童虐待防止ガイドライン（より良い支援の実現に向けて）」を活用し新任者研修から施設内虐待防止に取り組む。今後、児童養護協議会においては中堅者職員育成の研修の実施に向けた取り組みが予定されているので、積極的に参画する。児童福祉施設初任職

員を対象とした初任者研修への参加を積極的に行い、他施設との情報交換の場を設けることで、職員の視野を拡げ支援に生かしていく。今後も沖縄県全体で施設内虐待防止へ向け取り組まれている資質向上研修、虐待防止研修などが実施できるよう継続して参画していきたい。

- ② 定員を本体28名、地域小規模児童養護施設「こひつじの家」(男子棟)6名、地域小規模児童養護施設「ともしびの家」(女子棟)6名、新たな地域小規模児童養護施設「あかりの家」(男子棟)6名とする。本体ホームは2ホーム体制の幼児から高校生までの縦割りで、1ホーム14名以内とする。職員は1ホーム5名~6名及び夜勤専門員を配置してローテーション勤務とし、そのうち1名は主任を配属して所属ホームを総括する。また、午後5時から午後10時まで2名体制を行うため、勤務の工夫及び補助員を配置し、夜間体制を強化しながら、勤務負担軽減を継続する。「地域小規模児童養護施設」2棟においては主任1名と職員4名及び夜勤専門員の配置とする。

厚労省が示している自立支援担当職員の配置に伴い、退所予定児童のリービングケア、退所児童のアフターケアを充実させ、児童相談所、アフターケア相談室「にじのしずく」(沖縄県自立支援委託事業)と連携を図りながら、切れ目のない支援を目指す。

- ③ 「働き方改革・同一労働同一賃金」の義務化に伴い、非常勤職員の処遇改善、施設の抜本的な財務改善の検討を行い、中長期的計画として策定した家庭的養護を推進するための準備を行っていく。平成29度から弾力運用で行われている配置基準の見直しも含め(学童児4:1、幼児3:1)、ワーキングチーム(現場職員、管理者、有識者等、必要に応じて高齢児童)にて施設形態変更の模索を行い、将来の小規模化へ向けた計画を具体化していく。(小規模グループケアの計画)

処遇改善事業の推進に伴い、基幹的職員をはじめとする各研修への職員参加を積極的に行っていく。

IV. 本年度の養護目標

○自主性を育む

《重点努力目標》

- ・褒める場面を増やし、自己肯定感を高める
- ・日々の生活の中で感謝と思いやりの気持ちを育てる
- ・自ら考え行動できるような言葉かけを行う
(指示的な言葉かけだけにならない)
- ・気持ち良いあいさつを通して社会性を育む

V. 事業の内容

(1) 基本的生活習慣

児童の健全育成には、基本的生活習慣を確立していくことが肝要である。

児童の主体性を尊重し、年齢相応かつ個々に合った生活リズムを構築し、基本的生活習慣を身につけさせる。

(2) 余暇活動

余暇の時間を年齢相応に意欲的、建設的に過ごすための環境づくりを推進す

る。また、余暇活動のためのプログラム（全体プログラム、ホーム別プログラム、横割プログラム等）を充実させるため、地域やその他の社会資源を積極的に活用し、個々のニーズに合ったプログラムを計画実施する。

（３） 児童自治会活動

児童集会を充実させ、小学生、中高校生がそれぞれ自主的、積極的に活動することによって、児童自治会活動を活性化させ、児童の権利擁護、生活環境の改善等、より意欲的に施設生活を営むことができるようにする。

（４） 生（性）の尊厳

児童が「生（性）」の尊厳について正しく理解し、自らの「生（性）」を大切にしていけるよう計画的に学ぶ機会をもつ。また、支援者である職員が「生（性）」についての知識をより深め、支援の質を向上させる。

特に自他の境界が緩く、自己肯定感の低い児童のアセスメント方法を確立するよう取り組み、チェックリスト等を活用しながら、職員も方向性を統一できるよう取り組む。

（５） 社会化の推進

施設児童が社会の一員として育つためには施設のみならず、家族や地域の果たす役割は大きい。児童が地域の一員として受け入れられ、その健全育成と自立を促していくために家族や地域との連携を密に地域行事に積極的に参加し、職員もその責任を担うことによってこれを促進する。

（６） 施設機能の強化

外部から講師を招き、事例研究を行うことで、入所児童やその家族の理解を深め、担当職員をエンパワメントできるよう努める。また、外部で開催される各種研修に積極的に参加することで支援機能の強化を図ると共に、新しい制度や施策に対応可能な職員の養成に努める。

今年度も、継続して「こころサポート事業」嘱託医の竹下小夜子先生（精神科医）をスーパーバイザーにケース検討会を継続し、沖縄県の職員資質向上事業を活用して外部のスーパーバイザーを招聘しケース検討会や園内研修を実施する中で、職員の専門性の向上、エンパワメント、支援の充実を図っていく。

また、施設内で児童間の性的事故への予防として、「神戸児童間暴力研究会」（代表：関西福祉科学大学：遠藤先生）の「児童養護施設等における児童間性暴力の予防・発見・対応に関する実践モデル開発」の研究へ参加し、外部の有識者や研究チームと一緒に児童間性暴力等の予防について組織で対応できる体制の構築、各児童のアセスメント方法を具体的に作成する。

更に、施設機能強化推進費を活用し、県外研修への職員派遣も積極的に行う。

初任者研修においては、去年度より取り組んでいる「沖縄県児童養護協議会初任者研修」を継続できるよう研修計画会議に積極的に参加し、児童の理解、施設内虐待防止などについて初任者が学べる機会を設ける。

（７） ボランティアの活用

児童の余暇時間の活用と余暇活動内容を豊かにするために学習、学童、行事、習い事の各種ボランティアを学校関係者や地域団体に広く呼びかけ、その活用

を積極的に押し進める。

(8) 関係機関との連携強化

地域の小・中学校や社会福祉協議会及び施設団体、民生・児童委員、保健師、アフターケア相談室「にじのしずく」（沖縄県自立支援委託事業）や児童サービス等との連携を強化することにより、入園児童の支援の向上を図ると共に、地域における児童の健全育成のための福祉ニーズに応えるよう努力する。また、被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、県主管課、児童相談所と連携し、施設内虐待防止の徹底を図る。

また、厚労省が示している地域の養育支援機関としての児童養護施設の役割として、地域支援のための心理士、FSW配置、一時保護機能設置など、地域とニーズについて話し合いを進め、地域に必要なサービスが実施できるよう検討していく。

(9) 家庭復帰促進と小規模ケア

児童の最善の利益という視点から、家庭支援専門相談員を中心に関係機関、地域団体等との連携のもとに家庭復帰支援ネットワーク造りを推進し、児童の家庭復帰を促進する。

また、家庭的養護推進計画については、小規模グループケアについてのワーキングチーム（現場職員、管理者、有識者等、必要に応じて高齢児童）にて、施設全体で児童の最善の利益についてホーム形態の検討を進めていく。

(10) 被虐待児等地域療育支援体制構築事業（こころサポート事業）の推進と評価

沖縄県独自の事業である「被虐待児等地域療育支援体制構築事業（こころサポート事業）」を当園にても実施中（4施設及び里親会で実施中）であり、里親、ファミリーホーム事業に委託されている児童、支援者のサポートを行い、その効果を検証することにより支援の充実を図る。

(11) 福祉サービス第三者評価の受審

児童養護施設は3年に1度の福祉サービス第三者評価受審義務があり、去年度「一般社団法人 沖縄県社会福祉士会」による福祉サービス第三者評価を受審する。受審後の評価結果を公表することで透明性のある施設運営を目指し、評価結果を踏まえより良い施設運営、利用者支援について積極的に取り組んでいく。

(12) コロナウイルスの対応について

コロナウイルス蔓延を予防・対応するために、補助金等を活用して各部署の消毒液、マスクの配布、手洗い、消毒の支援を行い、濃厚接触者及び罹患者対應用の防護服、手袋等を常備する。また、児童、職員の毎日の検温、必要に応じて保護者への協力依頼等を継続して行う。更に、隔離用のホームも継続して整備を行い、緊急事態に備えた態勢を継続する。

研修参加や外部会議の参加についても、必要に応じてリモートができる準備を継続しながら、児童及び職員の安全を最優先した対応を行う。

V. 具体的支援目標

項目	支援目標	支援の内容
日常生活	<p>基本的な生活習慣の確立</p> <p>児童と職員相互信頼関係の形成 (児童の個性を尊重した支援)</p> <p>自己肯定感を高める</p>	<p>身の回りのことを処理する能力をつける (居室の整理整頓、ベッド布団等の始末が自分でできる)</p> <p>物事に明るく積極的に取り組む。 自己を見つめることでフラストレーション レランス(欲求不満耐性)を身につける</p> <p>規則正しい生活リズムの形成 年齢相応に健全な起床時間と就寝時間を習慣化する。</p> <p>食生活の支援 ア) 食前の感謝の祈り イ) 食事を作った方への感謝 ウ) 偏食をなくしバランスよく食事ができる</p> <p>正しい食事作法を身につける 身だしなみを整える(TPOにあった服装) 言葉遣いや挨拶など対人関係マナーを大切に する心を養う ア) 自分のものと他人の物の区別をつける イ) 共用で使うものは特に大事にする</p> <p>正しい金銭感覚を養う(小遣いの計画的な使い方 の指導)</p> <p>場所柄をわきまえた正しい振る舞いができる ルールを守り、協力する態度を身につける 思いやりの心を養う ア) 相手の立場に立って物事を考えることができ る イ) 他人のために喜んで奉仕する ウ) 友達を大切にする</p> <p>意見箱の積極的な活用及び意見表明の尊重 個々の児童の特性や良い部分に着目し、意図的 に褒める場面を増やす。また、個別的な関わり を通して支援者との愛着を強化していく。 ア) 自分のことを見てくれいると感じる イ) 自分がチャレンジしたことを褒められる ウ) 生きる意欲を培う エ) モニタリング等にてその効果を検証する</p>

項目	支援目標	支援の内容
学習指導	基礎学力の向上 学習の習慣化 （社会に出て役立つ学習）	学習意欲への動機付け、自信と誇りを持たせる （やる気のある子には学習塾の活用を奨励する） 個別の目標を設定し、支援する 学習の雰囲気作り、集中して学習することができる。予習、復習や宿題の習慣化、明日の準備、点検 忘れ物の注意 学習ボランティアの活用とボランティアへの対応法の指導、習い事等への開拓をしていく 学習指導に関する職員の勉強会 学校との密接な連携 児童手当を活用し、公文、学研などの個別学習を活用する。
進路指導	能力、適正にあった進路指導 社会に適応していく能力を養う	早期の進路決定、的確な情報提供（適性検査の実施） 本人の希望を尊重した上で家族、学校との密な連携を図る 高校進学へ向けての塾の活用 大学進学を希望する児童への援助方策（給付型奨学金、貸付事業、後援会の活用） 県内外就職先及び職親の開拓、進学先の選択幅の拡大（各種学校等） 体験学習の機会を設ける（アルバイト、奉仕活動） 社会自立のための自立支援（自立部屋の活用、公的機関の利用の仕方、通帳管理、家賃光熱費等の理解等）
保健、医療	心身の健康と安全の増進 健康の自己管理能力を養う	毎日の健康観察の実施 体の保清に気を配る（入浴介助、援助） 日常の指導を通して心身の健康を育む（児童の個性を尊重した支援） 給食内容の充実、給食の衛生管理 嘱託医及び地域医療機関との連携 常備薬等の管理 定期、臨時健康診断の実施 予防接種の実施、疾病の早期発見と治療 禁煙指導、性教育などの保健支援 日用品等の個別化

項目	支援目標	支援の内容
安全対策と指導	子どもの命を守り育てる安全教育の徹底	<p>生命の尊さを学び自他共に大切にする 安全に行動できる態度、習慣の確立 交通安全、水難事故防止、防災訓練 通学路、通行路の安全確認と歩行の支援 電気、ガスや遊具、器具の安全点検と安全使用の援助 医療品や危険物の管理徹底 危険箇所の点検整備と危険有害物の除去</p>
宗教的情操	心の安定、感性を磨く	<p>日曜礼拝への参加 (教会行事、宗教行事への関心と参加) 日常生活での神様への感謝</p>
文化、教養	豊かな情操を培い健全な社会性を養う	<p>余暇、レク活動の充実 (自発的に参加し、自主的に決定する機会を与える) 地域のスポーツクラブ参加の奨励 ボランティアの積極的活用、ボランティアへの対応の指導 映画鑑賞会の実施 児童館、図書館等の公共施設の利用援助 (公共の場でのマナーの習得) 園内図書コーナーの環境整備、活用と充実 (現状に沿った内容を備えた図書の充実、宗教に関する図書の充実、絵本、紙芝居、CD、ビデオ、辞書、参考書等)</p>
労作教育	花と緑に包まれた明るい環境作り	<p>花壇の手入れと緑化の促進(植物の成長を通して命の尊さを学び生かされていることの意味を考える) 定期的に寮内外の大清掃、美化作業を実施 (全体労作、ホーム労作) 園の遊具、設備などの公共物を大切にする心を養う</p>
自治活動	児童の自主活動の活性化とリーダーの育成	<p>発達過程に即した児童の意見表明の確保とその支援 自主的、主体的な活動への支援 年間活動計画の作成 ホーム会議を持つ 奉仕活動の奨励 県外施設との交流 フレンドシップ、高校生交流会等、外部機関、団体による育成プログラムへの参加。</p>

項目	支援目標	支援内容
園内行事	楽しく意義ある行事づくり	綿密な計画と安全及び現場の確認 行事の企画運営への児童の参加 (自己決定への動機付け) 招待等への参加
園内保育	実施体制の充実、成長、発達に応じた保育	ホームとの個別的情報の交換 1) ケースに沿った支援の検討 2) ホームとの共通理解 (特に基本的な生活習慣の確立と園外活動による社会体験強化に関して) 地域保育所との連携
学校関係	学校との連携の強化	部活動参加の奨励 学校からの連絡事項は確実に伝え、把握する 中学校と合同でケース会議を開催(適宜) 問題に対する迅速な対応
地域関係	地域、措置機関との連携の強化	地域行事への積極的参加と交流(P T A大見武支部への参加) 関係諸機関との密接な連携、協力
ファミリーケースワーク	親、家族との結びつきを強め、家庭環境の改善を図る	許可外出、一時帰省の実施 面談室の確保及び家族面接等 児童の親や家族の家庭訪問 (コミュニケーションを通して信頼関係を深める。職員はファシリテーター〈調整・促進役〉としての役割を果たす) 学校及び園行事への、親、家族の参加推進、週末里親等の活用 児童相談所、各関係機関との連絡・調整 家庭支援専門相談員とホームの連携
アフターケア	退園児童に対する積極的事後援助活動	家庭支援専門相談員による家庭訪問等の実施及び必要に応じた状況確認と対応 自立支援担当職員による、退園児童の職場訪問や相談受付、状況確認等 盆、正月帰省者の受け入れ 退所児童への継続的な相談受け入れ 関係機関との連携
職員研修	援助技術の向上と専門的資質の確立	園内研修会、外部スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施 県内外研修、研究大会への参加 他施設との交流、視察

項目	支援目標	支援内容
職員研修	援助技術の向上と専門的資質の確立	専門図書、専門誌の購入及び充実 全初任職員を対象とした園内初任者研修参加 及び児養協による初任者研修参加
心理療法	児童の心理的ケア	カウンセリング 遊戯療法 箱庭療法 性教育面接 コンサルテーション

VI. 行事

週間及び月間行事

	行事・会議
週間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・教会学校（日曜日） ・事務連絡会（月曜日） ・F S Wとホームの連絡会（金曜日） ・心理士とホームの連絡会（水曜日）
月間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ホーム会議（第一木曜日・第三火曜日） ・主任会議（必要に応じて実施） ・職員全体会議（第一木曜日） ・養護課職員会議（第一木曜日・第三火曜日） ・事例検討会（不定期） ・全体労作・安全点検（第三金曜日16時～17時） ・総務課会議（偶数月第二木曜日13時～14時） ・幼児、身体測定（第1金曜日） ・児童集会（第1金曜日） ・聖書勉強（第一木曜日） ・避難訓練（第3金曜日） ・苦情解決委員会（第2水曜日14時～15時）
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個別学習指導 ・余暇活動（遊び） ・愛隣園福祉バザーボランティア ・園内奉仕作業

2022 年度（令和 4 年度）

指定障害福祉サービス事業所

ワークセンター愛の園事業計画

（就労継続支援 B 型・就労移行支援）

1. 事業の目的

障害者総合支援法にいう指定障害者福祉サービス事業における、就労継続支援 B 型事業及び就労移行支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、キリスト教的愛の精神で常に利用者の立場に立った適切な支援の提供を目的とする。

2. 運営方針

利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者個々の心身の特性に応じ必要な支援を行うものとする。

- ① 生産活動の機会を提供し知識・能力の向上を図る。
- ② 就労に必要な知識・能力を養い利用者自身の適性に合った職場開拓を推進する。
- ③ 施設外就労支援の充実を図るとともに、就労に向けて関係機関との連携を積極的に行う。
- ④ 基本的な生活習慣の確立や健康管理を行うために日常生活の支援をする。
- ⑤ 利用者の権利擁護を図るとともに苦情解決体制の適正運営に努める。
- ⑥ 地域との関わりを深め、地域福祉の一助となるよう努める。
- ⑦ 沖縄県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）に定める内容の他関係法令を遵守し、事業を実施する。

3. 支援計画

利用者個々の障害特性やニーズに応じた個別支援計画を作成し、就労支援や生産活動支援及び相談を実施する。

(1) 就労継続支援 B 型（定員 34 名）

就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。また、本事業所とは別の場所で行われる企業実習への支援も行う。

(2) 就労移行支援（定員 6 名）

生産活動・職場体験等の機会を提供し、その適性に応じた職場開拓のために求職活動を行うとともに、就職後における職場への定着のため必要な相談を行う。

(3) 生産活動支援

① 園芸・出向班：那覇市等の花壇植栽維持管理作業、草花育苗及び貸鉢プランター作成

② 公園班：与那原町公園清掃・除草作業、与那原中央病院除草作業

③ 収集分別班：与那原町内のリサイクル資源回収・分別委託事業作業

④ 家政 A 班：手芸品作成・販売、リサイクル商品の受入・販売、草花苗販売、売店での接客対応等

⑤ 家政 B 班：園外での軽作業及び室内での下請作業を担当

(4) 工賃の支払

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払う。工賃基準は別に定める。

(5) 食事の提供

事業所の給食設備を利用し、利用者の健康維持の一環としての食事支援を行う。栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供する。

(6) 健康管理

常に利用者の健康状況に注意するとともに健康保持に努める。7月に定期健康診断、3月に内科健診を行う。

(7) 余暇活動

利用者の心身のリフレッシュのため、生産・就労活動を離れてレクリエーション等を実施する。

4. 職員体制

(1) 就労継続支援 B 型事業（11 名、兼務 2 名）

- ・管理者 1 名（常勤、兼務）
- ・サービス管理責任者 1 名（常勤、兼務）
- ・生活支援員 1 名（常勤）
- ・職業指導員 6 名（常勤、兼務 1 名非常勤 1 名）
- ・目標工賃達成指導員 1 名（常勤）
- ・事務員 1 名（常勤）
- ・送迎運転手 1 名（非常勤）

(2) 就労移行支援事業（4 名、兼務 2 名）

- ・管理者 1 名（常勤、兼務）
- ・サービス管理責任者 1 名（常勤、兼務）
- ・生活支援員 1 名（常勤）
- ・就労支援員 1 名（常勤）
- ・職業指導員 1 名（常勤、兼務 1 名）

以上のとおり就労継続支援 B 型事業・就労移行支援事業の多機能型事業に

おける職員を配置する。

*具体的な業務内容（職務分掌）については、別に定める職務分掌表及び運営規程のとおりとする。

5. 安全管理及び非常災害対策

設備機器の安全点検及び、環境安全管理等の充実と事故防止に対する職員の意識向上と利用者の安全対策の意識づけを図る。

6. 会議の開催

円滑な事業運営を図るため次の会議を行う。

- 職員会議・・・事業・運営等の事務調整 毎月
- 支援会議・・・利用者支援・諸行事等の検討 毎月
- 企画会議・・・新規事業の企画検討 毎月
- 管理者連絡会・・・法人及び各施設の連絡調整 毎月
- 工賃会議・・・利用者の工賃を協議決定 年2回

7. 研修計画

就業規則第26条に基づき、職員研修を計画的に行い職員の資質向上を図り、利用者により質の高いサービスを提供する。

8. ボランティア、実習生の受入れ育成

- ① 小中高ボランティア体験学習及び職場体験学習の受入れ
- ② 介護体験等の受入れ
- ③ 特別支援学校の実習受入れ
- ④ その他必要に応じて受け入れる

9. 苦情解決

苦情解決については規程に基づき苦情解決体制を適切に運用し、苦情解決第三者委員と連携し速やかに解決できるよう努める。

- 苦情解決委員会・・・毎月第2水曜日

10. 利用者の日課

出勤	8:30		
朝会	8:40	～	8:50
作業	8:50	～	11:45
道具の片付け	11:45	～	12:00

昼食・昼休み	12：00	～	13：00
作業	13：00	～	15：00
休憩	15：00	～	15：15
作業	15：15	～	15：30
後片付け・帰宅準備	15：30	～	15：50
退勤	16：00		

11、今後の事業展開

利用者の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けて、多機能型事業所としてのワークセンター愛の園の再構築に取り組んでいく。

- (1) 利用者や保護者の高齢化、それに伴う親亡き後の生活支援を見据え、グループホームの増設と地域資源の開拓・連携を進める。利用者の体力低下等に対応するために現在の作業の見直しや新たなプログラムの導入を検討する。
- (2) 送迎サービスの継続及び利用区間のさらなる拡充を図り、利用者の通所の利便性や出勤日数の安定化に努める。(利用については希望者を対象とする。)
- (3) 相談支援サービス事業の今後の展開として、相談員の増員や対象地域の拡大、与那原町委託相談事業の受託等について具体的に進める。
- (4) 2021年度より開始された与那原町第6次障害福祉計画・第2次障害児福祉計画への協力、並びに町が進める地域生活支援拠点整備に貢献できるよう短期入所事業や生活介護事業の開設、その他地域のニーズにしっかりと応えられる体制構築のための企画・検討を引き続き進めていく。

2022年度（令和4年度）

指定障害福祉サービス事業所

ワークセンター愛の園事業計画

（外部サービス利用型指定共同生活援助事業 グループホーム ^{かな}愛さ）

1、基本方針

利用者が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサービス管理責任者により作成された共同生活援助計画に基づき、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて下記の共同生活住居において、住居の提供、食事の提供、相談、その他の日常生活上の支援、サービス提供を適切かつ効果的に行う。

共同生活住居の世話人・夜間支援員とバックアップ支援施設の綿密な連携のもとに利用者の健康管理、栄養管理等の支援及び、緊急時等の対応を図る。

共同生活住居（グループホーム）の名称及び所在地

共同生活住居の名称	利用定員	世話人	所在地
グループホーム愛さ	5名	2名	沖縄県島尻郡南風原町字本部434-11
グループホーム美さ	4名	3名	沖縄県島尻郡与那原町字東浜86-2 フォーレストSK101
夜間支援員2名			
管理者・サービス管理責任者 1名（兼務）			

2、支援内容

- (1) 共同生活住居の提供
- (2) 栄養管理に配慮した食事の提供
- (3) 健康管理と疾病への対応
- (4) 対人関係の調整支援
- (5) 日常生活上の相談支援
- (6) 職場（事業所）との調整等の就労支援
- (7) 金銭管理
- (8) 家族へのアプローチ
- (9) 地域住民・団体との交流支援
- (10) その他

3、医療・保険衛生・健康管理

日ごろより利用者の体調を観察するとともに、日常生活における保健衛生面において、自ら対策、管理が出来るように支援する。また、町及びバックアップ施設との連携を図り、地域住民の健康診断に参加し、疾病の早期発見、早期治療に努めると共に緊急時においてはバックアップ支援施設の協力医療機関における医療の措置を講じる。

4、栄養管理

利用者にとって日々の食事の提供を受けることは最も大切な事といえる事から、日々の生活様子、嗜好、体調を考慮したトータルな食事生活を支える視点に立って食事の提供を行う。また、食生活のセルフコントロール（栄養のバランスなどの栄養管理、食費の管理、食の楽しみ等）について支援する。

5、相談支援

共同生活上における利用者個々の悩み、不満、要望等について相談を受け、その解消及び、利用者の心身の状況の把握に努める。

6、就労支援

諸々の社会資源を活用し、利用者個々の希望する職場、又は、就業可能な職場の開拓並びに就労の継続が図られるよう事業所との連絡、調整に努める。

7、家族へのアプローチ

家族が障害のある利用者の成長や人生の選択、成人としての生き方を当たり前前に受け止め、積極的にそれを支えていく関係構築のため常に家族に対してアプローチをおこなう。

8、地域との連携等

地域及びバックアップ支援施設の主催する催し等に積極的に参加し、自発的な活動及び連携でもって地域との交流に努める。

9、バックアップ支援体制

共同生活住居（グループホーム）のバックアップ支援体制（施設）

名称	バックアップ支援施設	施設種別
グループホーム 愛さ	ワークセンター愛の園	障害福祉サービス事業所
グループホーム 美さ	ワークセンター愛の園	障害福祉サービス事業所

10、世話人の研修会

共同生活援助計画に基づく具体的な支援とサービスの提供が行えるよう世話人の研修会を実施する。

11、緊急時対応

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、利用者の家族及び協力医療機関へ連絡すると共に、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。又、沖縄県及び関係市町村へ報告する。

12、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、沖縄県及び関係市町村へ連絡すると共に、事故の状況、事故発生時に取った処置について記録する。又、万一の事故に備え、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

13、非常災害対策

日常生活に使用する機器類の安全な使用及び火災の発生予防、緊急時、災害発生時の関係機関への迅速な通報及び連絡周知を図る。

14、世話人の業務内容

	業務内容	定型/個別
(1) 食事提供		
1 献立	献立を立てる	定型
2 買い物	食材などの買出し	定型
3 調理	食事の調理、個別の好み等にたいする調整	定型
4 配膳	作った食事を配膳	個別
5 摂食確認	食事を食べたか、量はどうか等の確認	定型
6 片付け	食器などを洗い、片付け	個別
(2) 衣類・寝具管理		
1 衣類入れ替え	利用者の衣類の入れ替え支援	個別
2 寝具入れ替え	季節ごとに布団等を入れ替える支援	個別
3 寝具乾燥	布団などを干す支援	個別
4 裁縫	破れたものの補修等、必要に応じて	個別
(3) 住居管理		

1	掃除、整頓	利用者の居室掃除支援、共有部分の掃除 整理整頓	個別
2	ゴミ処理	ゴミの分別、ゴミ出し	個別
3	消耗品の管理・購入	洗剤、トイレトペーパー等の在庫確認 補充等	定型
4	部品の維持・管理	共同備品（エアコン、冷蔵庫、テレビ等） の維持・管理	定型
5	安全確認	住居の安全に関する確認	定型
(4) 健康管理			
1	心身状態観察	健康状態、精神状態の確認	定型
2	健康に関する助言	保健・衛生・服薬・通院の助言	個別
3	通院付き添い	定期通院や緊急時等の必要に応じた受診 の付き添い	個別
(5) 金銭支援・管理			
1	金銭支援	日常の金銭管理	個別
2	現金出納	預かり金のおし入れ、譲渡、確認	個別
3	金融機関代行	入居者を代行して出金・入金を行う	個別
4	金銭管理	入居者の金銭利用に関する助言	個別
(6) 日中活動支援			
1	出勤時確認	入居者の出勤時の確認	定型
2	連絡調整	企業、施設等へ必要な連絡調整	個別
3	帰宅時確認	入居者の帰宅時の確認	定型
4	服装・整容面の 確認	季節に応じた服装や整容面の確認	個別
5	起床・就寝確認	起床の支援、就寝の確認	個別
(7) 余暇活動支援			
1	余暇支援	余暇に伴う情報提供や連絡・調整・助言	個別
(8) 地域生活支援			
1	地域との関係 支援	自治会、町内会との交流、地域住民の理 解の促進	定型
(9) 相談・助言			
1	相談・助言	生活、活動場面における相談や助言	個別
2	人間関係支援	ホーム内の人間関係の調整	
(10) 事務・報告			

1	定期報告	入居者の健康・生活・出勤状況等の報告	定型
2	業務報告	業務遂行、入居者対応等の異常、緊急時の報告	定型
3	支援状況報告	相談内容や支援経過の報告	定型
4	利用状況の記録・報告	ホームの利用状況の記録と報告	定型
5	喫食状況の記録・報告	ホームの喫食状況の確認、記録と報告	定型
6	金銭出納の記録・報告	利用者の金銭出納の確認、記録と報告	定型
7	日誌の記載	利用者の出勤状況、特記事項の記載等	定型

※注

「定型業務」：利用者の状況にかかわらず行う業務。

「個別業務」：利用者の状況によって支援の必要性が発生する業務。

15.夜間支援員の業務内容

- 1 世話人からの勤務の引継ぎ
- 2 利用者の健康状態のチェック
- 3 就寝時の確認および見守り
- 4 夜間の排泄等、利用者の状況に応じた生活支援
- 5 グループホーム内外の巡視
- 6 文書の收受および電話対応
- 7 緊急時の連絡、対応等

15、年間行事

月	行事内容
4月	G H連絡会 調理指導 ピクニック
5月	G H連絡会 防災訓練 調理指導
6月	G H連絡会 調理指導 施設利用者球技大会
7月	G H連絡会 調理指導
8月	G H連絡会 調理指導 与那原大綱引曳き祭り見学
9月	G H連絡会 調理指導 観月会
10月	G H連絡会 調理指導 ゆうあいスポーツ大会
11月	G H連絡会 調理指導 ゆいフェスティバル見学
12月	G H連絡会 調理指導 クリスマス会 忘年会
1月	新年会 防災訓練 調理指導
2月	G H連絡会 調理指導
3月	G H連絡会 調理指導 沖縄県地域生活者交流会

2022年度（令和4年度）

相談支援事業所じょいまーる事業計画

1 基本方針

障害の種別を問わず、障害児者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができる様、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行う。基幹相談支援、委託相談支援、医療、教育、就労等関係機関と連携しチームアプローチの支援を行う。

- 事業名：指定特定相談支援、指定障害児相談支援
- 名称：相談支援事業所じょいまーる
- 所在地：与那原町字与那原 2943 番地
- 開始年月日：2020年（令和2年）2月1日

3 主たる対象者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 難病の方
- ⑤ 障害児

4 実施地域

与那原町・西原町・南城市

5 事業内容

（1）特定相談支援事業

① 計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

② 基本相談支援

全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

(2) 障害児相談支援事業

① 障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行う。
- ・継続障害児支援利用援助：定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(3) 一般相談支援事業（与那原町委託）

① 基本相談支援

- ・障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。

② 地域定着支援

- ・障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行う。

③ 地域移行支援

- ・居宅において単身で生活する障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態への対処等を行う。

6 職員体制

管理者 1 名（常勤、兼務）

相談員 3 名（常勤 3 名、兼務 1 名）

7 専門的な人材の確保及び養成

医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。

- ① 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。

8 地域の体制作り

基幹相談支援や特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源との連携体制の構築を行う。また、新しい与那原町障害者福祉計画の実施に伴う地域生活支援拠点整備等に連携協力をする。

9 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人愛隣園・個人情報保護に関する基本方針」に基づき、十分な配慮を行う。

10 苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、「社会福祉法人愛隣園・苦情解決に関する規程」に基づき、迅速かつ適切に誠意をもって対応する。